

- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (15時00分)
- 日程第2「議案第37号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
- 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第37号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和6年9月4日提出。松田町長、本山博幸。
- 提案理由。令和7年度から町立小学校及び中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第45条の5の規定に基づき、学校運営協議会を設置することに伴い、新たに委嘱する学校運営協議会委員に対する報酬等を支払うため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく申し上げます。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 参事兼総務課長 それでは、議案第37号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。
- 改正の理由といたしまして、町では令和5年度より、コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度導入推進委員会を立ち上げ、円滑な運営に向け準備を進めております。令和7年度からのコミュニティ・スクールの導入に際し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、新たに委嘱する学校運営協議会委員に報酬等を支払うため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。
- それでは、議案に沿って条例改定を御説明申し上げます。議案2枚をおめくりください。3枚目の参考資料1、松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。右が現行で左が改正案でございます。左の改正案のほうを御覧ください。
- 第1条では、新たに第39号として、学校運営協議会委員を追加するものでございます。
- また、別表第2、第2条関係の表でございますが、こちらは水道事業運営審

議会の次に、新たに学校運営協議会の会長と委員を追加し、会議時間が3時間以内と、3時間を超えた場合の日額報酬を定めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページお戻りください。議案本文2ページを御覧ください。附則でございます。附則、この条例はですね、令和7年4月1日から施行するものでございます。なお、新旧対照表の後ろに参考資料が添付されておりますが、こちらは8月20日の全員協議会で御説明しました学校運営協議会委員の報酬等についての資料を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 1 番 北 村 こちら近隣自治体ではですね、既に学校運営協議会を設置して、委員に対して報酬を支払っていると思いますが、その状況を御教示のほどよろしくお願いたします。
- 教 育 課 長 それでは北村議員の御質問のほうにお答えをいたします。近隣の状況ということで、まず導入状況につきまして、県西地区2市8町の中で現在まだ導入、未導入のところが松田町と真鶴町の2町でございます。足柄上郡につきましては松田町だけがまだ未導入ということになっております。以上です。
- 1 番 北 村 未導入は未導入なんですけど、報酬はどのような体系で支払っていられますか。お願いします。
- 教 育 課 長 報酬につきましては会議…松田町と同様に、金額にばらつきはございますが、会議1回につき幾らで、何時間を超えたものについては幾らというような、そういった支払い方法でございます。
- 1 番 北 村 分かりました。先日ですね、松田中学校で行われたコミュニティ・スクール導入説明会の講師の方から、委員のお仕事は会議外のこともあるため、報酬は会議の出席日数ではなくて、定額のほうがいいとかっていう御助言を頂いたんですけれども。そちらの御意見も踏まえてこの形にされたということによろしいですかね。メリット、デメリット考えてこちらの形にされたということによ

ろしいですかね。

教 育 課 長 仕組みの話になってしまうんですけども。コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度については、そのような形で1時間幾らみたいなところによろしいかと思います。その下、その中に、先ほど教育長の答弁にもございましたが、スクールコーディネーターというのを置きます。これは地域学校協働活動推進員と言われるもので、実際に地域と学校をつないで、ボランティアさんと学校をつなぐような、そんなイメージを持っていただけるといいんですけども。そちらにつきましてはやはり定額がいいのか、時給換算がいいのかというのは、今後決めていく予定でございますが、学校運営協議会の委員につきましては定額が望ましいかなというふうに、メリット、デメリットを考えた上で、やはりこの方式をとらせていただきました。以上です。

議 長 ほかには。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

省略とのお声です。討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議案第37号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。